



1月1日施行の 改正贈与税・相続税 の勘どころ

✧ はじめに

年が明け、早くも1カ月が経ちました。連日東日本では豪雪など異常気象が続いておりますが、みなさまお風邪など召されておられませんでしょうか。

昨年末の年末調整業務から1月の給与支払報告書の提出や償却資産税、法定調書の提出が終わり、我々会計業界の業務は一段落といったところですが、まさに確定申告を目前にして嵐の前の静けさを感じております。このタイミングでしっかりと計画を立て、この時期の決算処理と申告業務だけお請けしているお客様やお急ぎのお客様への対応に不備がないようにしていきたいと考えております。

今回の事務所通信では、昨年末から連日新聞を賑わせている相続税改正を取り上げてお伝え致します。

✧ ワンポイント解説

1月1日から施行された相続税・贈与税の改正点

平成25年度税制改正にて決定された改正が、今年元旦から施行されました。その中でも特に身近なものと思われる部分をピックアップしてお伝え致します。

贈与税からは、親・祖父母からの贈与に係る税率軽減、相続時精算課税の拡大、相続税からは基礎控除の減額をお伝えします。

✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

十日戎に参拝してきました。

ワンポイント解説

今年1月1日からの改正について

約2年前、平成25年度の税制改正で相続税・贈与税の大幅改正が決まり、本年1月1日より施行となりました。昨年末から新聞各紙でも相続・贈与関連の記事が連日掲載されています。

今回の事務所通信では、その改正点のうち特に身近なものについて、その勘どころをお伝え致します。

I. 贈与税

昨年4月から始まった教育資金贈与や平成27年の税制改正に盛り込まれた孫NISAなど、若い世代へ資産を移そうとする施策が目立ちます。

① 直系尊属からの贈与税率の引き下げ

直系尊属とは、父母や祖父母など自分より上の世代の、直通する系統の親族を言います。その直系尊属から受けた贈与財産を特例贈与財産、それ以外の者から受けた贈与財産を一般贈与財産と言います。

表1をご確認ください。300万円～4,500万円の区分(黄色の網掛け部分)において、直系尊属からの贈与に係る税率が引き下げられていることがわかります。

表1 贈与税の税率

基礎控除後の 課税価格	【改正前】	【改正後】	
	税率	一般税率 (一般贈与財産) ^(※)	特例税率 (特例贈与財産) ^(※)
～ 200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	20%
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	50%
4,500万円超 ～		55%	55%

② 相続時精算課税制度の適用要件緩和

相続時精算課税とは贈与税の特例で、2,500万円までは贈与税が課せられずに贈与でき、相続が発生した時点でその贈与財産を相続財産として持ち戻して精算する制度です。贈与によって資産を若い世代へ移すことを目的として創設されています。賃貸用不動産など収益を生む資産を移すことに適していますが、この制度を利用して贈与を受けると、その贈与者からの贈与について暦年贈与は受けられなくなります。

次ページ表2をご覧ください。受贈者の要件に孫が追加されましたが、ここで注意が必要です。相続が発生すると相続人の協議によってそれぞれの相続分を決めますが、被相続人が遺言を残していること等により相続人以外の方が遺産を取得することがあります。この場合、その相続人以外の人には通常の相続税に、その20%相当額が上乗せで加算されます。通常孫は相続人ではありません(代襲相続人となる場合その他一定の場合を除く)ので、この加算対象者に含まれることになります。

表2 相続時精算課税適用者の要件

贈与者	【改正前】 ・贈与をした年の1月1日において 65歳以上 の者	【改正後】 ・贈与をした年の1月1日において 60歳以上 の者
受贈者	【改正前】 ・贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	【改正後】 ・贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

II. 相続税

何といっても最大の改正点は基礎控除の4割減額でしょう。昨年までは実際に相続税課税が発生する割合は総死亡者数のうち4.2%程度(平成24年 公益財団法人生命保険文化センター)でしたが、この割合は確実にあがることが予想されます。相続税が身近な税金となりそうです。

基礎控除額

【改正前】 5,000万円+ (1,000万円×法定相続人の数)
【改正後】 3,000万円+ (600万円×法定相続人の数)

相続財産の総額が上記基礎控除額よりも大きければ、基本的には相続税の申告が必要になってきます。

では、どのような方が相続税の課税対象になるのでしょうか。上記と同じ平成24年データで相続税が課税された場合の法定相続人の数は平均3人でしたので、法定相続人を3人で計算いたします。

$$3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times 3 \text{人}) = 4,800 \text{万円}$$

次に相続財産の総額がこの基礎控除額を超えた場合

に相続税の申告義務が発生しますので、相続財産の総額を計算しなければなりません。たいていの財産は時価をもって計算しますが、不動産と株式については注意が必要です。

不動産を人に貸している場合や、上場していない株式の計算方法は複雑極まりないので、ご興味のある方は弊所までご連絡ください。ここでは自宅とその敷地の計算方法のみ(特例は考慮しておりません)お知らせ致します。

自宅家屋は、毎年5月初旬に送られてくる(自治体によって異なります)固定資産税の納税通知書に記載されている、固定資産税評価額をそのまま用います。

自宅の敷地は、路線価に平米数を乗じて計算します。路線価とは国が決めた土地の価額で、国税庁HPから閲覧できます。同じ情報が資産評価システム研究センターの「全国地価マップ」から調べることができ、こちらの方が使いやすいです。順にクリックしていけば目的の住所にたどり着けます。千円単位の表記となっておりますのでご注意ください。

ご自宅とその敷地、それ以外の所有資産の時価を加えて財産総額を計算してみると、基礎控除を超えているのかがどうかお分かりいただけると幸いです。

相続直前では打てる対策は限られてしまいます。準備はまず相続税の試算から取り組んでみましょう。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフ近況 ☆

毎年恒例となった今宮戎に参拝してきました。

宵戎でしたが、3日間のうち唯一の平日とあって、なかなかの混雑具合でした。

昨年は社の裏側を叩く習わしがあることを参拝した後で知るとい、なんともやりきれないえべっさん詣ででしたが、今年はしっかりと叩いてきました。



今年も御利益にあやかれそうな福娘の方でした。

